

平成30年度予算議案

徳島市

①

目 次

議案第 1 号	平成30年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第 2 号	平成30年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	13 "
議案第 3 号	平成30年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	19 "
議案第 4 号	平成30年度徳島市下水道事業特別会計予算	25 "
議案第 5 号	平成30年度徳島市奨学事業特別会計予算	31 "
議案第 6 号	平成30年度徳島市土地取得事業特別会計予算	37 "
議案第 7 号	平成30年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	43 "
議案第 8 号	平成30年度徳島市介護保険事業特別会計予算	49 "
議案第 9 号	平成30年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	55 "
議案第 10 号	平成30年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	61 "
議案第 11 号	平成30年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	67 "
議案第 12 号	平成30年度徳島市商業観光施設事業会計予算	71 "
議案第 13 号	平成30年度徳島市水道事業会計予算	77 "
議案第 14 号	平成30年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	83 "
議案第 15 号	平成30年度徳島市市民病院事業会計予算	87 "

平成 30 年度 徳 島 市 一 般 会 計 予 算

平成30年度徳島市一般会計予算

平成30年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,870,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当(賃金に係る職員手当を除く。)及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		40,274,711
	1 市 民 税	18,282,984
	2 固 定 資 産 税	16,957,443
	3 軽 自 動 車 税	707,324
	4 た ば こ 税	1,668,331
	5 都 市 計 画 税	2,658,629
2 地 方 譲 与 税		614,800
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	170,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	444,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	800
3 利 子 割 交 付 金		71,000
	1 利 子 割 交 付 金	71,000
4 配 当 割 交 付 金		251,000
	1 配 当 割 交 付 金	251,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		267,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	267,000
6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		33,000

款	項	金 額
	1 ゴルフ場利用税交付金	33,000
7 地方消費税交付金		4,790,000
	1 地方消費税交付金	4,790,000
8 自動車取得税交付金		120,000
	1 自動車取得税交付金	120,000
9 地方特例交付金		133,000
	1 地方特例交付金	133,000
10 地方交付税		8,226,000
	1 地方交付税	8,226,000
11 交通安全対策特別交付金		62,000
	1 交通安全対策特別交付金	62,000
12 分担金及び負担金		1,142,349
	1 負担金	1,142,349
13 使用料及び手数料		1,715,475
	1 使用料	1,128,667
	2 手数料	586,808
14 国庫支出金		18,950,179
	1 国庫負担金	16,570,036
	2 国庫補助金	2,327,747
	3 国庫委託金	52,396

款	項	金 額
15 県 支 出 金		7,538,750
	1 県 負 担 金	4,985,794
	2 県 補 助 金	2,144,375
	3 県 委 託 金	408,581
16 財 産 収 入		183,645
	1 財 産 運 用 収 入	83,145
	2 財 産 売 払 収 入	100,500
17 寄 附 金		240,950
	1 寄 附 金	240,950
18 繰 入 金		1,832,235
	1 基 金 繰 入 金	1,832,235
19 諸 収 入		1,834,806
	1 延 滞 金	57,000
	2 預 金 利 子	1,300
	3 貸 付 金 元 利 収 入	872,786
	4 受 託 事 業 収 入	65,000
	5 雑 入	838,720
20 市 債		9,589,100
	1 市 債	9,589,100
歳 入 合 計		97,870,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		555,845
	1 議 会 費	555,845
2 総 務 費		8,128,470
	1 総 務 管 理 費	6,614,838
	2 徴 税 費	905,742
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	392,481
	4 選 挙 費	91,370
	5 統 計 調 査 費	45,826
	6 監 査 委 員 費	78,213
3 民 生 費		46,455,538
	1 社 会 福 祉 費	20,197,269
	2 児 童 福 祉 費	15,088,928
	3 生 活 保 護 費	11,168,941
	4 災 害 救 助 費	400
4 衛 生 費		9,412,514
	1 保 健 衛 生 費	4,875,281
	2 清 掃 費	4,537,233

款	項	金額
5 勞 働 費		90,174
	1 勞 働 諸 費	90,174
6 農 林 水 産 業 費		1,076,558
	1 農 林 水 産 業 費	382,967
	2 農 地 費	693,591
7 商 工 費		1,586,947
	1 商 工 費	1,586,947
8 土 木 費		10,569,583
	1 土 木 管 理 費	306,125
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,316,260
	3 河 川 及 び 排 水 施 設 費	966,656
	4 港 湾 費	2,105
	5 都 市 計 画 費	5,258,485
	6 住 宅 費	1,719,952
9 消 防 費		2,625,991
	1 消 防 費	2,625,991
10 教 育 費		8,552,525
	1 教 育 総 務 費	959,796
	2 小 学 校 費	1,199,458

款	項	金額
	3 中 学 校 費	743,577
	4 高 等 学 校 費	896,390
	5 幼 稚 園 費	1,138,846
	6 学 校 給 食 費	1,264,942
	7 社 会 教 育 費	1,538,010
	8 保 健 体 育 費	811,506
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		8,735,855
	1 公 債 費	8,735,855
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	97,870,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
知事選挙及び県議会議員選挙執行事業	平成31年度	12,879
市議会議員選挙執行事業	平成31年度	19,561
漁業近代化資金利子補給	平成31年度から平成36年度まで	2,860
企業誘致・雇用拡大等推進事業	平成31年度から平成34年度まで	22,000
小規模事業者経営改善資金利子補給	平成31年度及び平成32年度	5,500
八万ポンプ場揚砂機改築更新事業	平成31年度	298,000
四国横断自動車道側道用地取得事業 (平成30年度分)	平成31年度から平成35年度まで	取得予定価格 258,893千円, 利子及び事務費の合計額
災害時対応力維持強化計画事業	平成31年度	8,000
市史「第6巻」発刊事業	平成30年度及び平成31年度	3,795
とくしま動物園サバナエリア改修事業	平成31年度	53,376
陸上競技場フィールド・トラック改修事業	平成31年度	674,520

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	129,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成61年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
地域総合整備資金貸付事業	200,000			
コミュニティセンター整備事業	16,800			
文化センター解体事業	93,100			
児童館整備事業	4,400			
学童保育会館整備事業	57,300			
保育所整備事業	2,900			
教育・保育施設等整備費補助事業	235,300			
幼保一体的運営施設整備事業	64,700			
清掃運搬施設整備事業	6,200			
廃棄物処理施設整備事業	169,500			
し尿処理施設整備事業	74,900			
勤労者福祉施設整備事業	19,400			
農林業振興事業	900			
農地施設整備事業	222,300			
道路橋りょう整備事業	1,438,500			
河川事業	6,700			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
急傾斜地崩壊対策事業	1,800			
排水施設整備事業	661,300			
都市計画事業	426,800			
公営住宅建設事業	683,100			
消防施設整備事業	76,900			
防災施設整備事業	4,100			
小学校施設整備事業	70,800			
中学校施設整備事業	17,200			
幼稚園施設整備事業	38,600			
学校給食施設整備事業	31,600			
動物園施設整備事業	216,500			
社会体育施設整備事業	407,700			
災害復旧事業	27,500			
臨時財政対策	4,183,000			

平成 30 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,638,470千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		4,472,199
	1 国民健康保険料	4,472,199
2 使用料及び手数料		1,340
	1 手 数 料	1,340
3 県 支 出 金		18,354,410
	1 県 補 助 金	18,354,410
4 繰 入 金		2,782,565
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,782,565
5 諸 収 入		27,956
	1 延滞金・加算金及び過料	504
	2 雑 入	27,452
歳 入	合 計	25,638,470

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		661,838
	1 総 務 管 理 費	661,838
2 保 険 給 付 費		18,241,162
	1 保 険 給 付 費	18,241,162
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		6,430,559
	1 医 療 給 付 費 分	4,775,756
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,186,576
	3 介 護 納 付 金 分	468,227
4 保 健 事 業 費		244,538
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	169,873
	2 保 健 事 業 費	74,665
5 公 債 費		14,400
	1 公 債 費	14,400
6 諸 支 出 金		35,973
	1 諸 支 出 金	35,973
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		25,638,470

平成30年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成30年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成30年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		51
	1 諸 収 入	51
2 県 支 出 金		10,000
	1 県 補 助 金	10,000
3 繰 入 金		83,099
	1 一 般 会 計 繰 入 金	83,099
4 市 債		40,200
	1 市 債	40,200
歳 入	合 計	133,350

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		133,050
	1 事業費	102,702
	2 公債費	30,348
2 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		133,350

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	40,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<p>借入年度から据置期間を含め、平成61年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。</p> <p>市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。</p>

平成 30 年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成30年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成30年度徳島市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,479,118千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当(賃金に係る職員手当を除く。)及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		58,029
	1 負 担 金	58,029
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,457,580
	1 使 用 料	1,457,309
	2 手 数 料	271
3 国 庫 支 出 金		623,184
	1 国 庫 補 助 金	623,184
4 繰 入 金		2,158,294
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,158,294
5 諸 収 入		10,031
	1 受 託 事 業 収 入	5,000
	2 雑 収 入	5,031
6 市 債		2,172,000
	1 市 債	2,172,000
歳 入 合 計		6,479,118

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 下 水 道 費		6,469,118
	1 管 理 費	1,274,411
	2 建 設 費	2,204,831
	3 便 所 水 洗 化 費	15,543
	4 公 債 費	2,773,772
	5 諸 費	200,561
2 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		6,479,118

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	2,172,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成71年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 30 年度徳島市奨学事業特別会計予算

平成30年度徳島市奨学事業特別会計予算

平成30年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,183千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		11,421
	1 奨 学 事 業 収 入	11,421
2 繰 越 金		8,762
	1 繰 越 金	8,762
歳 入 合 計		20,183

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		20,161
	1 貸 付 事 業 費	20,161
2 公 債 費		22
	1 公 債 費	22
歳 出	合 計	20,183

平成 30 年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成30年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成30年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,069,209千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		1,058,073
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,058,073
2 諸 収 入		11,136
	1 諸 収 入	11,136
歳 入	合 計	1,069,209

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		1,058,073
	1 貸付金	1,055,434
	2 公債費	2,639
2 諸支出金		11,136
	1 諸支出金	11,136
歳 出 合 計		1,069,209

平成 30 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成30年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成30年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 収 入		4,985
	1 貸 付 金 元 利 収 入	4,985
2 繰 入 金		1,815
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,815
歳 入	合 計	6,800

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		773
	1 貸 付 事 業 費	773
2 公 債 費		6,027
	1 公 債 費	6,027
歳 出	合 計	6,800

平成 30 年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成30年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成30年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,041,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		5,464,642
	1 介 護 保 險 料	5,464,642
2 使 用 料 及 び 手 数 料		536
	1 手 数 料	536
3 国 庫 支 出 金		6,183,912
	1 国 庫 負 担 金	4,502,509
	2 国 庫 補 助 金	1,681,403
4 支 払 基 金 交 付 金		6,801,342
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,801,342
5 県 支 出 金		3,557,351
	1 県 負 担 金	3,396,804
	2 県 補 助 金	160,547
6 財 産 収 入		1,631
	1 財 産 運 用 収 入	1,631
7 繰 入 金		4,032,352
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,844,299
	2 基 金 繰 入 金	188,053

款	項	金 額
8 諸 収 入		100
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	100
歳 入	合 計	26,041,866

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		566,103
	1 総 務 管 理 費	566,103
2 保 險 給 付 費		24,305,583
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	24,305,583
3 地 域 支 援 事 業 費		1,145,602
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	885,986
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	259,616
4 基 金 積 立 金		1,631
	1 基 金 積 立 金	1,631
5 公 債 費		3,000
	1 公 債 費	3,000
6 諸 支 出 金		9,947
	1 諸 支 出 金	9,947
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		26,041,866

平成 30 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成30年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成30年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,559,743千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,697,489
	1 後期高齢者医療保険料	2,697,489
2 使用料及び手数料		230
	1 手 数 料	230
3 繰 入 金		854,556
	1 一 般 会 計 繰 入 金	854,556
4 諸 収 入		7,468
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,008
	2 雑 入	460
歳 入	合 計	3,559,743

歳 出

(単位 千円)

款		項	金 額
1 総 務 費			52,582
	1	総 務 管 理 費	47,171
	2	徴 収 費	5,411
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 高 連 合 納 付 金			3,490,153
	1	後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 高 連 合 納 付 金	3,490,153
3 諸 支 出 金			7,008
	1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,008
4 予 備 費			10,000
	1	予 備 費	10,000
歳 出 合 計			3,559,743

平成 30 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成30年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成30年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,351,779千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		17,351,779
	1 振 替 収 入	17,351,779
歳 入	合 計	17,351,779

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		17,351,779
	1 給 与 等 支 払 費	17,351,779
歳 出	合 計	17,351,779

平成 30 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

平成30年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取	扱	量	
ア	水	産	物
			35,000トン
イ	青	果	物
			75,000トン
(2) 主要な建設改良事業			
	バナナ棟受変電設備改修工事		22,000千円
	LED照明設置工事		6,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	市場事業	収益	570,338千円
第1項	営業	収益	407,116千円
第2項	営業外	収益	163,222千円
		支	出
第1款	市場事業	費用	588,298千円
第1項	営業	費用	566,296千円
第2項	営業外	費用	21,002千円
第3項	予備	費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額103,524千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,886千円及び過年度分損益勘定留保資金98,638千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	37,569千円
第1項	出 資 金	37,569千円
支 出		
第1款	資本的支出	141,093千円
第1項	建設改良費	65,955千円
第2項	企業債償還金	75,138千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費126,953千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、142,114千円である。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤彰良

平成 30 年度徳島市商業観光施設事業会計予算

平成30年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	59,568器
イ 年間総利用人数	179,717人
ウ 一日平均利用人数	492人

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	87,600台
(ア) 普通駐車	62,415台
(イ) 全日定期駐車	4,745台
(ウ) 夜間定期駐車	10,950台
(エ) 昼間定期駐車	9,490台
ウ 一日平均駐車台数	240台
(ア) 普通駐車	171台
(イ) 全日定期駐車	13台
(ウ) 夜間定期駐車	30台
(エ) 昼間定期駐車	26台

(2) 紺屋町地下駐車場

ア 駐 車 台 数	2 8 7 台
イ 年 間 駐 車 台 数	1 5 1, 1 1 0 台
(ア) 普 通 駐 車	9 4, 5 3 5 台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	2 7, 3 7 5 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	7, 3 0 0 台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	2 1, 9 0 0 台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	4 1 4 台
(ア) 普 通 駐 車	2 5 9 台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	7 5 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	2 0 台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	6 0 台

(3) 徳島駅前西地下駐車場

ア 駐 車 台 数	1 5 4 台
イ 年 間 駐 車 台 数	3 7 4, 1 2 5 台
(ア) 普 通 駐 車	3 6 5, 0 0 0 台
(イ) 泊 駐 車	7, 3 0 0 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	1, 8 2 5 台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	1, 0 2 5 台
(ア) 普 通 駐 車	1, 0 0 0 台
(イ) 泊 駐 車	2 0 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	5 台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	商業観光施設事業収益	2 1 6, 2 9 1 千円
第1項	索道営業収益	1 6, 5 5 2 千円
第2項	駐車場営業収益	1 8 3, 5 9 0 千円

第3項 営業外収益 16,149千円
支 出

第1款 商業観光施設事業費用 191,978千円

第1項 索道営業費用 59,931千円

第2項 駐車場営業費用 122,289千円

第3項 営業外費用 8,758千円

第4項 予備費 1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

第1款 資本的支出 14,759千円

第1項 企業債償還金 14,759千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,640,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

平成 30 年度 徳島市 水道事業 会計 予算

平成30年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	127,720戸
(2) 年間総配水量	31,499,000m ³
(3) 一日平均配水量	86,299m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	351,743千円
配水施設事業	1,677,857千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水道事業	収益	5,441,216千円
第1項	営業	収益	4,796,974千円
第2項	営業外	収益	641,891千円
第3項	特別	利益	2,351千円
	支	出	
第1款	水道事業	費用	5,089,265千円
第1項	営業	費用	4,356,957千円
第2項	営業外	費用	725,545千円
第3項	特別	損失	4,763千円
第4項	予備	費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,758,006千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,251千円、当年度分損益勘定留保資金1,634,564千円、減債積立金988,955千円及び建設改良積立金133,236千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	792,443千円
第1項	企業債	400,000千円
第2項	工事負担金	66,025千円
第3項	加入金	245,722千円
第4項	負担金	11,988千円
第5項	県補助金	21,465千円
第6項	他会計補助金	41,624千円
第7項	固定資産売却代金	1,619千円
第8項	その他資本剰余金	4,000千円
		支 出
第1款	資本的支出	3,550,449千円
第1項	建設改良費	2,118,473千円
第2項	企業債償還金	1,431,976千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	400,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,247,625千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第8条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、71,417千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、219,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤彰良

平成 30 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

平成30年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	6,570両(一日平均18両)
(2) 年間運転キロメートル数	647,965キロメートル
(3) 年間総輸送人員	1,654,445人
(4) 一日平均輸送人員	4,533人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 旅客自動車運送事業収益	667,129千円
第1項 営業収益	292,687千円
第2項 営業外収益	374,442千円
支 出	
第1款 旅客自動車運送事業費用	707,147千円
第1項 営業費用	684,714千円
第2項 営業外費用	21,433千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,559千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額168千円及び過年度分損益勘定留保資金19,391千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資 本 的	収 入	3 8 2 千円
第1項	補 助	金	3 8 2 千円
		支	出
第1款	資 本 的	支 出	1 9, 9 4 1 千円
第1項	建 設 改 良	費	2, 2 6 8 千円
第2項	企 業 債 償 還	金	1 7, 6 7 3 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 5 5 8, 1 8 5 千円 |
| (2) 交 際 費 | 3 0 0 千円 |

(他会計からの補助金)

第7条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、325,163千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、55,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

徳 島 市 長 遠 藤 彰 良

平成 30 年度 徳島市 市民病院 事業会計 予算

平成30年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	335床
(2) 年 間 患 者 数	
ア 入院患者数	99,280人
イ 外来患者数	105,408人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	272人
イ 外来患者数	432人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	979,760千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	10,651,501千円
第1項	医療収益	9,109,831千円
第2項	医療外収益	1,536,670千円
第3項	特別利益	5,000千円

		支 出
第1款	病院事業費用	10,644,342千円
第1項	医業費用	10,264,178千円
第2項	医業外費用	350,164千円
第3項	特別損失	25,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額382,092千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,062千円及び過年度分損益勘定留保資金381,030千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	1,539,882千円
第1項	企業債	979,700千円
第2項	負担金	560,182千円
		支 出
第1款	資本的支出	1,921,974千円
第1項	建設改良費	999,873千円
第2項	企業債償還金	922,101千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	979,700千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
				財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,875,824千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、334,442千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,379,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機械器具備品	ナースコールシステム	一式
	医療機械器具備品	バイオクリーン手術室システム	一式
	医療機械器具備品	医療情報システム	一式

平成30年3月8日提出

徳島市長 遠藤彰良

この冊子は再生紙を使用しています。

